

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号

氏名

## 誓約書

私は、独立行政法人日本学術振興会 若手研究者海外挑戦プログラム（以下、「本プログラム」という。）の採用に当たり、申請書に虚偽がないこと、及び「若手研究者海外挑戦プログラム 遵守事項及び諸手続の手引（以下、「手引」という。）」において定める各種条件に同意の上、同手引「I. 採用条件・採用期間中の遵守事項等 3. 採用者の遵守事項等」に定める事項を遵守することを誓います。

なお、独立行政法人日本学術振興会（以下、「本会」という。）が申請書に虚偽があったと判断、または上述の事項を遵守しなかったと判断した場合、採用取消、経費の支給停止（航空賃の支給停止を含む）を受け、本会より請求がなされた場合には、支給経費を返還することに異存ありません。採用終了後においても、現況調査等に協力します。

また、研究倫理教育教材を履修等したことに相違ありません。

氏名

（氏名は必ず自署すること。）

（留意事項）

- ・本会は、本誓約書を提出しない者を若手研究者海外挑戦プログラム採用者として取扱いません。
- ・本プログラムの採用者が誓約書に反したと本会が判断した場合は、当該対象者の実名等を公表することがあります。
- ・「若手研究者海外挑戦プログラム 遵守事項及び諸手続の手引」の内容は、事前の通知無く更新されることがありますので、ウェブサイト等で随時確認してください。遵守事項等を変更した際は、所定の方法（ウェブサイトでの公開又は連絡先住所への文書送付）により、その内容を通知します。通知を受けてから1か月以内に異議の申し出が無い場合は、内容を承認したものとみなします。

（参照URL <https://www.jsps.go.jp/j-abc/saiyo.html>）

（注） 研究倫理教育教材の履修等については裏面を参照してください。

## 【留意事項】

若手研究者海外挑戦プログラムで採用を開始する者は、研究倫理教育教材の履修等が義務付けられています。採用者は、採用開始までに当該教材を履修等したことを「誓約書」(様式1)にて報告する必要があります。

研究倫理教育教材の履修等の方法の例は、以下のとおりです。

- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」  
日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編 の通読  
本会ウェブサイト掲載のテキスト版の通読も含みます。  
テキスト版 (URL) : <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- ・APRIN eラーニングプログラム (eAPRIN) 等の履修
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日: 文部科学大臣決定) を踏まえ大学等研究機関が実施する研究倫理教育の履修

### (研究活動における不正行為)

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表においてその本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が不正行為に該当する。

「平成26年8月26日 文部科学大臣決定 『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』より」